

長 第 8 1 9 号
令和 2 年 2 月 18 日

株式会社あらや
代表取締役 菅原 晃弘 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長



「岩手県保健・医療・福祉復興推進計画」の特例を活用した事業所指定の有効
期間満了について

日頃より、本県の介護保険制度の円滑な運営に格別の御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、特例を活用し貴社が開設している訪問リハビリテーション事業所指定の有効期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって満了となりますので、所管の保健福祉環境センターにて必要な手続きについて遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、標記計画期間については、訪問看護事業所への転換未了の事業所があるため、2 月 4 日付けで令和 5 年 3 月末まで再延長されたところですが、貴社におかれましては、利用者の恒久サービス確保に向けて計画的に転換作業を進められ、期間内の訪問看護事業所の開設と利用者の移行に御尽力いただきましたことに、重ねて御礼申し上げます。

担当	長寿社会課介護福祉担当 野田
TEL	019-629-5441 (内線 9-22-5433)
FAX	019-629-5444
MAIL	ayumi-noda@pref. iwate. jp